

／ 特別徴収義務者指定番号欄には、特別徴収税額の決定通知書（特別
／ 徴収義務者用）を参照の上、指定番号を記入してください。／

9月分までは徴収済で、10月分以降の税金は退職金支払時に徴収し、9月分と共に納入する。

[illegible]